

六月三六日(第九百四)

六、開議及散會時刻(午前十時三十分)

六、出席議員名次の通りである

議席 氏名 議席 氏名

一、番 仲 村 春 正 二、番 神 田 郎

二、岸 本 繁 美 九、米 煙 清 裕

三、伊 佐 喜 一 十、伊 本 正 重

四、佐 藤 真 優 弘 二、川 芳 清 喜

五、中 山 勝 豊 三、中 里 幸 助

六、安 里 良 胡 四、松 本 利 宣

七、崎 両 建 一 郎 五、天 久 登 雄

三、欠席議員名 一、二番 山 本 耕 德

四、市町村自治法第六十二条規定により會議事件説明のため出席  
した者は次の通りである

村長 仲 村 春 正 財政課長 当 山 全 喜  
助役 佐 藤 真 優 経済課長 澤 田 安 一  
収入役 仲 村 春 松

五、會議事件は次の通りである

議長付議報告第四号 スクラップ処理調査報告

六、議事日程は次の通りである(書記をして開読せしめる)

日程第一 議長付議報告第四号

七、議會の題本

副議長

お席へ入名であります。それで自治法第五十三條の規定にござ  
議會は成立致しましたので、准今より議會を開會致します。

副議長

昨日總務審議にて承ました。スクラップ処理調査案件を引続

き審議致します。

一〇番

参考資料モレ依見当したがどうですか。主張に對して質疑

があるは、質疑を出すことにした。

一一番

審議を進める事に時日を費したまうが、審議終了を見

て場合議會の構成を失つたと思う。

一二番

参議事運営、発言の仕方が同じ様なと緯度を

思ひます。

副議長

参考人呼んで、議員を吊し上げをしておろ。又参考人は

参考人として答えてべきである。議會の有り方を疑問する下

議事事務

も國難におとし入るに称えに進まずも當にせよ。

副議長

この議事に於ては、議長代交は初めてであり御了承願ます。

休憩を置す(午前十時四十分)

再開を宣す(午前十時四十分)

二番 質疑を提出されましてヤヨベキだと思うが、松本、天久、岸本  
三番 おや、主に上原、水野、河野、二水につては、その議事に  
參照する二点由来古い自治法等七條に反する議決は無  
効であると想う。選法の議決であらび知れり。下  
三番 檢討して、又追加發言になつてあるが、意見にしてから、  
七番 おや

- 一七 番 誰が始めた個人攻撃をして、言の根は人はだいではどうだり  
すまいか車であらか
- 二一 番 貴方が参考人を呼んだ意見とお聞きいたしました。
- 一七 番 個人的な意見や男水は、食事があるとの事で呼んで下
- 二一 番 それ以外の意見は言ひません。
- 一一 番 議員は村民の代表としておでり以上御指摘の通り議員間に  
どうぞ参考人にしそり必要外の發言をめぐらす下、我慢せ  
て感じてことは、指摘してからいたいに意に指摘し合って無駄の  
時間がありやうに進めたないと申します。
- 二一 番 自治法第五七條の解釋として承ります。
- 副議長 休憩を置く(午前正時一分)
- 再開 番主(午前正時三四分) 下
- 一七 番 法律の解釋上要切であると解して復り、
- 八 番 由題は精神の問題であると思う。昨日までの審議を察する  
三の問題として進めて行きた。
- 一七 番 議事そのものに対する連う解釋であります。
- 二一 番 私は今日始めておとにくではなく、私達としては解釋の問題で  
事務局行政課の返答をあきらめ、要切であつたりて、有効を認  
めますとはおりません。
- 副議長 休憩を置く(午前正時三九分)
- 一七 番 再開 番主(午前正時三十分) 下
- 番考人を呼んだこと口頭であります。証言について、参考資料と

副議長	と採用するか
番	一大審議員の出席を報告致します。
番	証據資料として、参考資料として、二点には、自効法施行法上支障があることを、この二点を問題に、審議を行
番	証人として呼んだりを多く、参考人として呼んで、参考資料とすべきである。
八 番	動議を提出致します。昨日の審議過程において、すつまつしてあるが、結論として原則であります。結論が出てないのは、委員會自体で白黒を正さなければ、お水口で新聞、社會において、耳目を正しく下再付託をして、審査をしてから、その動議を提出す
番	賛成と唱うべきか否かの御意見
副議長	唯今の大審議員の動議は賛成をいため不成立になりました。休憩を當す(午後零時三十分) 会議の終了(午後零時四十分)
八 番	再開を宣す(午後零時一七分)
八 番	本日が冒頭から昨日の矛盾を察知する。委員會内部にありて報告書の詰縫が采れてないことを思ふ。そこで度再付託して直ちに、より裏につづき黒字に用ひる者あると思え。二つ案件にありて、反対の意見を吹聴しておき意味もあらず。委員會の最終的召嚴正に付し経緯を宣示せよ。
副議長	本題を宣す(午後零時三十分) 会議の終了(午後零時四十分)

副議長

再開主義者(午後零時五七分)

八番

河故主と西川根が及第落第と思うので、二番議員の意見に左右されない前提での説明である。

三番

三水ほどの審議員が早く、奥様の方々に迷惑を兴してはいけない事で私せ替成である。

四番

本會議の冒頭から先議會の託案件であるので、議長が日程追加してあることは支障はなかったと思ふ。

五番

委員會棟主の觀察したが、さういふ運動が何事かが

六番

氣比川は深めの水位と想ひ、当扇側に不正があるのではないか

七番

題に立つたが、

八番

米算吉未納金が立つたし、一部落成が未だ取り未だある。

九番

部落の向題が村にもち込まれた様子からである。

十番

委員會自身に対するより少しある。これだけは認められると思ふ。

十一番

普段は多く召されたが、新聞記者、もう他、何に立ちかど

十二番

業者として、これが証據主でありると思つたが、

十三番

もまづほどの審議員之が先をヒトの話で間違

十四番

をおきちら、皆口呼んでおきて、本會議で止め事が多う

十五番

てが、不可解な出来事がある。議會運営を竟む場合、委員

十六番

員會が委員でありながら、委員會を深送に替成しな

十七番

ふる余地あり、本會議で間違でおろと言つてはアリ。

十八番

委員會開催者上河山がが要りと思うので、再付託の初議

		副議長	吉田五郎 休憩室を出す(午後二時四分)
		番	再開を告す(午後二時三分)
	=	番	八番議員の再付託に賛成下さる
		番	今までも様であれば、公平に審議が出来ない。浮論訴訟で争はれた方が良い。我が申込人に会社で監視は見せた。口をあわら、訴訟段階にあそは及ばずで、これを準々であまり重複係人を呼ぶならば、余りありでなければならぬのをうと思ふ。それで再付託する事で可とする。
	=	番	再付託に反対してあります。一日も早くヒューリックあると思ふ。二水に於けるは天福社のためとあるが、もう二つは普扇と公平な判断があるべきである。
		記憶を辿っての事一であれば、二水は二水に基づいて、往々論で生えとと思う。	
	八番	司法の手に移した方が良い。ヒューリックには賛成であります。然るべくならば、時間や大きさで解決したい。	
	副議長	八番議員の動議は成立致してあります。	
	ク	再付託に賛成の方挙手願ひます。	
		举手挙手に立ちました。左名を数であります。左名深山、内木	
		ました。右名を数であります。右名深山、内木	
		休憩室を出す(午後二時二十分)までして、手帳を取る	

副議長	再開せ置す(午后二時七分)
	唯今二時三分で再開を置くをナメロニ水下終りたりと 思ひます。午後二時半より再開致し奉ります。
	休憩せ置す(午后二時三分)
	再開せ置す(午后二時四分)
	牛糞に引領ミ質疑を願ひます。
	シテ、番、柳原議員の各考にて、委員會の事も及して、 改選時に達せ得るに付、眞相の覺明をす様に終つ
	てから申あひて、されば同様の結論を出だしたのであると 考へて行を終ず。結論は否とも思ひ、この点は議題と 副議長動議が成り立つあります。
	討論を願ひます。その點は、議題と認めて貰ひて、 地に裏議なき事と認めて貰ひて下さい。
	異議なしと嘆き、ナメロニ水下終ります。
	御異議のナシ称であります。ナメロニ水下終ります。
	之に付、番議員着席す。
	シテ、番
	目次を頃にヤキ、ヨリは在中
副議長	日本本邦物故おまでの事情(別紙ナシト並リ)
一〇番	政治的立場を言々の訂正を事。
一一番	日本本邦物故おまでの事情(別紙ナシト並リ)

一 番	ニ水は協會長が言つた言葉ではあります。言葉のゆえに とりなりますので。	
二 番	政治的考慮との点、 政治的配慮の裏であつた事で訂正願つた。	
三 番	取扱件に從事する業者は村内にソなふどうか。 免許業者日本からビラ外である。そう言ふ要望も あって、政治的に処置といた言つてみやつた。	
四 番	三水は協會長の発言である。輸入業者も決定する場合 免許業でなければならぬと、村長の政治的立場と して支障はなる。	
五 番	金城珍助の言葉中に海運課長との話して色々仕事を する場合機会が伴うので、もう補償等もあるが、村長 に向れば場合本人を承諾して行こうで、何事で 六 番	政治的な立場に氣にとられまうのは、外部から見たら 至つても知りません。村長から二つ言つてお願いがあり 特選員が玉籠を入れて書いたもあとは返さないことに成 ります。支障もなく、唯多く訂正を必要でなければ、どう ですか。スカラブ協會の條件言々の訂正の方法も あります。思ひ立つて、
七 番	村が主張したがつうに立つておきとす事であります 村長をお願いがおつたとお事もあり。	
八 番	金城はスクラブ協會員でありますと思ふ。	

一 番 経営陣議事録をみて、アラブ大會長と会談の時にさして  
あるが、タリオナも必要ではない。

二 番 論議業者会部に来て、呆れとの印象を残るが、  
補足する。スクラップモモ鹿島時、どこに売らうか、内保乃り  
セの事は非常にあり、セ言う業者と論議業の結託のわ  
ざがあるが、協會の會議にて訂正する所に、賛成であき  
八 番 総務的の事で論争されておりが、老練者で力こりて  
させておなじことを認め、見うけた人、村内ケ業者車  
あすみ村長がお願いしたと思う、相手方の言ふ所の事で訂  
正する必要があつと思ひ、人が言った証言を訂正する  
一 番 されど、なぜだかと思つたのであるが、その中に「底」北兵  
イニ 番 議事録内容を不正確であるが、その中に「底」北兵  
ゼウフとの事で、証言を変えられてしまふ。  
一三 番 報告書は、一番議員の認める所であるが、少思ひで  
八 番 議事録の政治的立場が弱水日、トキホーと呼ばれて  
しておなじと確証を得て、さうして意見が分かつたが、私共  
一ニ 番 の内委(証言者)を差し、和子御年が、担当が心つか  
商顧である。  
二 番 委員會の中對於して、さうした意見が分かつたが、私共  
して証明をした事下さるの下當に、商談解消されま  
仕合の件は、何處かで、どうか、どうかです。

- 一三 番 委員會の報告書は委員會のものであつて、あるの下 委員  
が今更さう言ふことはないと思つ
- 一三 番 議長は委員長の経験より多くて、委員長の元幹  
局も立派であります。したがつて、その意見を尊重する  
副議長 休憩を置く(午後三時ご令)
- 一三 番 再開を置く(午後三時二十分) 何事かと云ふと、議長の意見  
テニ 番 行路障害物は村有財産の処分でちぐ、あくまで行  
路障害物の撤去である。まことに、石川にやうす場合、見当した事実を認め  
一七 番 二重ヶ四行月、石川にやうす場合、見当した事実を認め  
されたり。具体的に説明願う。
- 二〇 番 それにはやりたい人の人が多かつた。
- 一三 番 そり道の車両収容の意見を微に入りては實体が見ら  
八 番 章に歳入面のそれが又行政上の考慮をされて、例へば  
議長會へ引説も本件に事あるが  
二 番 歳入面である。當時ありがたし金だとの事でやつたが、もう  
少し歳入へと來、大きな問題である。それで金が  
あつた分り知らねじか事で、それをどうするか、どうか  
一三 番 業者と長へ詣でた事に対する不足には立ち入り  
八 番 どう委員會の報告書は、当時の村長は、免許収入等  
同様を取て来た場合と、金城へさせた場合が歳入差を  
さしておうと思うが、さすり圓いうちか(急慢)を指  
一三 番 摘きわざと思ふが、さすり圓いうちか(急慢)を指

ク	副議長 休憩せ宜す(午後三時五十分)	三員の四行目の「金城、石川」立場を消す。 玉長も通じて今さの希望をつくり行政とそ齊藤に入れ 努力した形迹は認められるがそ揮入じたう。
ハ	番 面題をすつまリさせり意味で付する方が良い	水を必要で、又あて、その必要もがりと思う(漁長の 桶檻の渠の折)羊右を通じてされば、必要はなしと思う
一	番 石川以外には当てない専向農業者に当て乃く様可莫下 ちまか	面題をすつまリさせり意味で付する方が良い
二	副議長 休憩せ宜す(午後三時三十分)	再開せ宜す(午後三時三十分)
三	番 市町村自治や條例を念頭に立かつて二とが、 自然法の行為によつて是を水子べきだ	市町村自治や條例を念頭に立かつて二とが、 自然法の行為によつて是を水子べきだ
四	番 自治法、關係ある財政法、條例等全てである。(自治法第62條) 長法より、村政事ではながる政府より、委託され、金城以 外委託である。委託の場合につては、ことに特別の規定 がおこうで、どうしてもろい。基準的には、一七七條と対應す る消えへきであると思う。	長法より、村政事ではながる政府より、委託され、金城以 外委託である。委託の場合につては、ことに特別の規定 がおこうで、どうしてもろい。基準的には、一七七條と対應す る消えへきであると思う。
五	番 協議會長の証言の中に、村の手本を以て種々業風 にかうで、政府有でなく、手本の三者に於ける業風を記す	協議會長の証言の中に、村の手本を以て種々業風 にかうで、政府有でなく、手本の三者に於ける業風を記す
六	番 議會議員の記録に原もうてあります。どうか、これは 大	議會議員の記録に原もうてあります。どうか、これは 大
七	副議長 休憩せ宜す(午後三時五四分)	副議長 休憩せ宜す(午後三時五四分)

八 番	先づ逐事説明をあります。決算を通じて願ります。
一 三 番	歳入面で(区長に謝つて載まること)を諸君、歳入面を考慮した上ある事をすれば、誰か私に、こうもあつたどうが、
副議長	休憩を置く(午後四時半分)
"	"
再開を置く(午後四時十分)	
"	唯今是刻時であります。總統と質疑願ります。
一 九 番	並外す日並條的に願ります。委員會の報告に対する、二〇議員からの反対として、そうちには
一 九 番	何をもとして取扱つてよろしく。
二 三 番	二〇議員よりされたものとは關係はないと思うが、如何
八 二 番	今を拵へす程は遠いと思う。二〇の報告書につづき、意論は 乃ち、一部は賛成、一部は訂正。
副議長	元審議員から出された、委員會の報告書をさりと反論によつてこれに対し進めてやらうに意見があつたが、改めて
一 七 番	八番議員の修正に賛成ます。
二 一 番	確認します。各色の区長を通じて、意見を耳するが、政事のものはどうとかの意見があつたが、之が確認是す場合にあつて、どうなづかるか、とおもふ。
八 三 番	八番議員が言はれた様に業者は居なつたが、オムを考慮して考へたが、区長を通じて訴つたが、居なかつた。
八 三 番	表現の問題だが、希望があるかどうか、考へておれば当然
	歳入面を考慮して云ふが、事實について調べた所は、そ

の事実があつたとの調査があつて、それを裏付でそれが

金3.

番 人番議員の養は分3が、その直後(道も通さる)、蒐集

を防護する(と男の生活の根據は半地泊であつたが)うべ

又地にあつたが、どうか、収入面についてとあります。(行政的)り

変更に賛成。

番 如食証言に男の漁場の生活の根據は認められますが、外

に業者が居たのはどうかとの証言の点には賛成

副議長 休憩を當す(午後四時三十分)

再開を當す(午後四時三十分)

番 論議を終て衆に対して御要請をうながして貰ひます

副議長 御要請がなされようであります。三夏の四行目を許せます

番 土革の実際において、村長の執行上の面であつて、南を

リ半半が、本村では、自治法を無視してやつた、外の面であり無

視しておる。

番 三夏の役割(一)市町村官僚地政課や條例室(明治から生じた)

モ、(スクランブル集に關して当時若石園保送令の調査を怠つておつ

そ、(スクランブル集に關して当時若石園保送令の調査を怠つておつ

そ、(スクランブル集に關して当時若石園保送令の調査を怠つておつ

そ、(スクランブル集に關して当時若石園保送令の調査を怠つておつ

そ、(スクランブル集に關して当時若石園保送令の調査を怠つておつ

そ、(スクランブル集に關して当時若石園保送令の調査を怠つておつ

宜野湾村役所

ノ	番	消さと言がニと反対だと言つてある。光耀から意見が、自 治法の適用を受ける」と言つておるが、それでお水は初り う自治法の精神がどうとかどうか。		
六	番	議會で消れると、刑事問題に付しと、前議員を証人に立ますが、 八番議員の意見はどうかと思う。當時者は誰かに立つて		
八	番	自治法に廻連しておると、村長議長議會人に自治精神がな くて、考へたと口思ひれども、おきて、自治法條例を念頭に 立つたと言つては、あまり良くないと思ふ。(消え、ええ、ア、意見に聞 き)		
副議長	休憩にて置す(午後四時半大分)			
九	番	再開を置す(午後四時半大分)		
八	番	この議員に聞く貴方の説明では、廻連條例の適用を 要するにしだことは、		
二	番	村長の属する事と解して、自治法によつてやれば、議會の 議決がなければならぬが、村長に屬するものと見て、議會の 八番議員にはつておる。村長の一業務として、議會が行 うべき當事者にはつておる。村長に属するものと見て、議會が行 うべき當事者にはつておる。議會がうなづばれた二人と廻連しますが、 二	番	二番議員より、この字句を消すと言つておるが、これは 村長の執行の面での問題である。
八	番	議會人との立場にわざて付託された場合の考えは、ひうち のである。説明であるとの事と思う。		
二	番	委任書物をあらわす如きだまが、だまさるかと云ふ在物を取 り除くものと思つて、		

副議長

（休憩終了後再開大分）

再開を當す（午後五時四十分）

番

市町村自治法以下諸文を消れたり意見が多うが、全ての

條例の適用を變りて八番議員の動議は成し得ります

副議長

八番議員の動議は成り得ります

一七 番

急いで（不完全）に訂正し番成

八番議員の動議は成り得ます

副議長

八番議員並席

八番議員の意見に異議有りませんか

異議なしと唱えます

では御異議がござりますらず不足致します

八番着席

一九 番

スクラップにつてはスクラップ協會長新垣監督によつて、スクラップ

そのものは村有財産でなく米國政府の財産であることを確

認する水に付けてある

動議は三更より始に入れてある

取扱は考の事は向題外であると思ふが

二〇 番

村有財産と思つておいたが新垣協會長にさうして米國政

府有と考るに付た

二一 番

説明によれば現地証明をつけてあると輸出した船は日本政府との

新聞で争論議ニ付た

先に委任契約だと分るが無茶苦茶に解釈をおろせ

番

宜野湾村役所

番	大正四年八月有頭源をめぐらさうがり問題である。
番	入水として、あつ後ニヨリ利権の結論をあきらめとし妥當で あると思う。
番	二〇円がどうさう金があつては知らぬいたし初日全額下房 立てあつたのが間違であるとす。二点につきは異論あり。
番	意見書きの分の勧議があされてもう通り進めてやらうだい。 休耕を置く(平成五時三十分)
副議長	先の二番議員の勧議に対する賛成を撤回致します。
副議長	三番議員の勧議は不採決に打ちました。
番	休耕を置く(平成五時三十分)
番	再開を置く(平成五時四十分)
番	協会からの意見があつた。その裏表として政府に三百四十円にすれ ども陳情書を出してある。
番	協会の方は農者の立場で、政府に言うてせひ被災のことである。う 様に対してもう月と言うことだ。こうしておこしで、村民の福祉向 上があち。意見をあきらめとす。
番	二〇円でやつて乗るとすぐ休耕するがどうか。
番	必ずしもさうは言えぬが、そのままで休耕するには、何の問題もな い。
番	規定があるが、たがうたがため事で、すぐ、矛盾撞着と口坐 ほど問題に及ぶ。
番	林が二〇円で決定したと書いてあるが、あきらめ。



副議長

再開を宣す(午後六時三十分)

番

大毛り、意見も聞かずもありましたので事であります。錦糸に

検討したつおりですか。消除することに賛成

副議長

(協会が指示した訳であります)消除外に御異議ありますか。

副議長

御異議がござりますので消去ことに決定致します。

副議長

休憩を宣す(午後六時三十分)

番

再開を宣す(午後六時四十五分)

番

では又食を済ませてより再開會致します。

番

休憩を宣す(午後六時四十五分)

番

再開を宣す(午後六時七分)

番

八番の大番議員退場

番

三番議員着席

番

引続審議に入ります。

番

二番議員に伺う。嘉平納付の元当り四百円との事で信憑に

番

性がうすいとの事。調査業者との話し合や、四百円にこだが

番

嘉平納四百円である事が知つた。委員會の報告後、始

番

めて知った。そこで、嘉平納付の元当り四百円の事で信憑に

番

阿故嘉平納四百円が外は違うが、その事

番

議事録に重くに指摘されても、お早うです。塗装が並行溝

番

私が嘉平納、油漆を行つて調べて見立が、油漆へかからず持

つておうなが、忙しくておせきがつた。

事業は浦添と相手後で、ほとんど同時である。

二 番  
今か趣旨でおれば、訂正をわかれただけが良いではありますか。

どうして率先まとど読め取れますか下

二〇 番  
村長が市町村長会の時の話で、浦添村の場合をさうしたとき

一七 番  
事は考えられるとと思う

私が意見書をそのまま判断して(以上某三説から)

副議長  
休憩を宣す(午後八時三十分)

もつとも有力なる証言と思われると言ふ處まで入れたいと思う

再開を宣す(午後八時三十分)

二七 番  
議員に聞きおうが、だから協議會の話を入る

されで言ひます

二六 番  
休憩を宣す(午後八時四十分)

再開を宣す(午後八時四十分)

二五 番  
三番議員より一応は二番議員より握手をした後、参考資料

料に基づいて見当をうと言ひう意見がありました。議事

を進行上良りと思ひますので、もう少しセ思ひ

督咸と唱うもりあり

副議長  
唯今の二番議員の勧議を承り致しております

二三 番  
二番議員退席

外に御要議ありますか

異議なし唱うもりあり

副議長	され御裏議がどう様子をありますか、参考資料から進めて事に決定致します。
番	議事運営につけて何回も動議となりましたが、同じものであります。金中ですぐ挿入されてしまうようだ意見があつて、議長で参考してもらひたい。
副議長	ニコ番議員着席
番	休憩を置く平成八時四十五分)
再開を宣す(平成八時五十分)	意見書を見ると、委員會の認定して、單なる判断で言ふとねてあるが、協議會説、相場説、業者の相談説、三説を季旨に譲つたり、中里議員は協議會説であるところであり、た事は、後で認めて(振り)と入れてあるを、強すぎとのことで修正して、どう説が力もあり有力説はなし。委員會の場合は、協議會の依頼説などとされておつたが、当時の記録を読んでおこなうとした。
番	協議會の意見の話があつたが(調査)につけて、後で物主警察が3ヶ所で、警察であつた(認めてある)
副議長	ヨコ番議員は協議會説り有力であると思うが如何
番	休憩致しました(平成九時二十分)
副議長	再開致しました(平成九時三十分)
番	説明を根據をもつて修正案を出すと順序で進めてもらひたい。

一七 番

二の意見書は履歴の算定であり、あるより前度からやつたものと認り、意見書は妥当だと思ふ

一八 番

委員会を修正する必要はなし。相場説で村長にお願いしてきました。桃原議員の説、委員会で協会長も託言してあります。

大の角はヨロモケ推定のみであります。返契約する場合は相

当上がりますので、桃原氏の意見で修正する算

はなし

一九 番

委員会案の場合、協会の相場の説を主張いたしますが、二の説は算積において、意見にあります。言ひと思う

聲明

個人が二日三日でありますと、耳をも詰めます。

二〇 番

今、意見者の説なり大部協会の説が有力であるとおもふ。他村も調査したが、裏革納の場合一五日だったと、事でおもが、伊集根村の場合洋礼筆といやえおろ、大さな円一一洋禮筆となり、奥深くて四月八日に本筋の場合相場は意を言ふ。用に及ぶと言ふことは、その旨に誤認であります。しかし、どうか、協会の主張が左右してあります。三ニ水は助言にはつておき、調査口証言の場合にわりてはちがつた事で、石川相場説がおこうで、委員会の説でもあります。後で訂正され、中里議員から承認を受けたおいて、委員

二一 番

会の調査結果報告を修正加除する必要はなし。

一七 番  
大 番  
副議長  
休憩致します(午後九時四二分)  
再開致します(午後九時四七分)  
外に変つた意見はありませんが、  
休憩致します(午後九時四九分)  
再開致します(午後九時五三分)  
本日は二点で終りましたと想ります。議長付議報告第四号  
付総務議事録を明日午前十時より開會致します。休會  
(午後九時十分)

本日は二点で終りましたと想ります。議長付議報告第四号  
付総務議事録を明日午前十時より開會致します。休會  
(午後九時十分)